1　品種登録の番号　第25912号
2　品種登録の年月日　平成29年3月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　x Heucherella H. R. Wehrh.
4　登録品種の名称　ファイヤーフロスト
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　TERRA NOVA NURSERIES INC
　10051 S MACKSBURG RD CANBY, OREGON 97013, USA
7　出願公表の年月日　平成27年7月27日

1　品種登録の番号　第25913号
2　品種登録の年月日　平成29年3月17日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　x Heucherella H. R. Wehrh.
4　登録品種の名称　ハニーローズ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　TERRA NOVA NURSERIES INC
　10051 S MACKSBURG RD CANBY, OREGON 97013, USA
7　出願公表の年月日　平成27年7月27日
Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　六号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
名取市飯野坂字上大畔五〇番二から同市飯野坂字小揚場一六四番三まで	三一・〇六～二三・八〇メートル	〇・四三四キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年三月十七日

○東北地方整備局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　六号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森六〇番四から同町志津川字平井田九八番七〇まで	一四・〇〇～一九九・五二メートル	二・八九五キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年三月十七日

○東北地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	名取市飯野坂字土城堀二四八番から同市飯野坂字小揚場一六三番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十八日十五時

○東北地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森六三番一から同町志津川字平井田九八番三九まで	前	一四・〇〇～二二一・八一メートル	二・九七七キロメートル
	後	一四・〇〇～三二一・八一	二・九七七

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字小森九九番から同町志津川字平井田九八番三九まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十日十六時三十分

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	登米市東和町米谷字福平一八四番一から同市東和町米谷字福平山一番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十日九時

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市釈迦内字山神台四〇番八から同市釈迦内字二ツ森八八番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十七日